

## 第4章 災害復旧計画

## 第1節 公共施設の復旧

本節は、被災した市の公共施設の復旧を迅速かつ適正に実施するための計画である。

### 第1 土木施設の復旧

#### 1 復旧の方法

復旧事業は、単に原形に復すのみではなく、災害予防のための施設の新設及び改良工事についても十分留意のうえ実施するものとする。

#### 2 国、県による復旧工事の代行

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地地方公共団体に対する支援を行う。

#### 3 復旧事業の種類

##### (1) 河川復旧事業 (負担法)

ア 河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川の復旧

イ 維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止、その他の施設の復旧

##### (2) 林地荒廃防止施設復旧事業 (負担法)

山林砂防施設の復旧（立木を除く）

##### (3) 道路復旧事業 (負担法)

道路法第2条第1項の規定による道路の復旧

##### (4) 下水道復旧事業 (負担法)

下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道及び同条第5号に規定する都市下水路の復旧

##### (5) 公園復旧事業 (負担法)

都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会资本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたものの復旧

##### (6) 林道復旧事業 (暫定法)

##### (7) 農業用施設復旧事業 (暫定法)

注1 (負担法) とは「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」に、(暫定法) とは「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく事業をいう。

注2 次の復旧事業は、国庫負担とならないので、市単独で実施することとなる。

ア 1箇所の工事の費用が60万円に満たないもの

イ 工事の費用に比べてその施設の効果が著しく小さいもの

ウ 維持工事と認められるもの

[令3改]

- エ 明らかに設計の不備、施行の粗漏に基因したもの
- オ 甚だしい維持管理の怠慢に基因したもの
- カ 河川の埋そくに係るもの
- キ 天然の河岸の決壊に係るもの
- ク 災害復旧事業以外の事業の工事施行中のもの
- ケ 直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設（ただし、カとキは、維持管理上又は公益上特に必要と認められたものは除かる。）

## 第2 その他の公共施設の復旧

### 1 復旧の方法

第1で掲げた施設以外の公共施設については、土木施設の復旧と同様の方法による復旧計画に基づいて実施するものとする。

### 2 復旧事業の種類 (根拠法令)

- (1) 公立学校復旧事業 (公立学校負担法)
- (2) 公立学校施設災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)
- (3) 公営住宅復旧事業 (公営住宅法)
- (4) 生活保護施設復旧事業 (生活保護法)
- (5) 児童福祉施設復旧事業 (児童福祉法)
- (6) 老人福祉施設復旧事業 (老人福祉法)
- (7) 身体障害者支援施設復旧事業 (身体障害者福祉法)
- (8) 知的障害者援護施設復旧事業 (知的障害者福祉法)
- (9) し尿処理施設復旧事業
- (10) ごみ処理施設復旧事業
- (11) 火葬場復旧事業
- (12) と畜場復旧事業
- (13) 公的医療機関復旧事業

## 第3 復旧技術職員の確保

災害復旧のための技術職員に不足を生じたときは、県を通じて被災を免れた他の市町村に派遣を依頼して、技術職員を確保するものとする。

## 第4 緊急資金の確保

災害復旧事業を迅速に行うために、国及び県の負担金、補助金を利用するほか、次の制度により臨時資金の調達に努める。

### 1 地方債の発行

災害復旧事業債、地方短期資金（財政融資）

### 2 地方交付税の増額交付

特別交付税

## 第2節 水道施設の復旧

本節は、水道施設の復旧を実施するための計画である。

### 第1 施設の復旧優先順位

水道施設の復旧は、次の順位により実施する。

- 1 取水施設、導水施設、浄水施設、送・配水施設、特に重要と認められる管路
- 2 一般管路
- 3 給水装置

### 第2 管路における復旧順位の指定

管路の復旧順位については、次のとおり指定するものとする。

- 1 導送配水本管の復旧
  - (1) 第一次指定路線  
導送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路
  - (2) 第二次指定路線  
主要配水幹線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び必要と認められる管路
  - (3) 第三次指定路線  
第一次、第二次指定路線以外の管路
- 2 配水管の復旧  
重要と認められる管路を優先して、順次復旧に努めるものとする。

### 第3 給水装置の復旧優先順位

配水管の通水状況及び復旧状況等を勘案して、次の施設を復旧優先施設として選定するものとする。

- 1 負傷者の救護にあたる医療施設
- 2 腎人工透析治療施設
- 3 重症重度心身障がい児・者施設、特別養護老人ホーム等の施設
- 4 その他、特に早期復旧が必要と認められる施設

[令3改]

## 第3節 被災者の生活安定対策

本節は、災害により被災した市民の生活安定を図るための計画である。

### 第1 税の減免、徵収猶予

#### 1 市税等の減免

被災した市民から申請があったときは、「山形市市税条例」及び「山形市国民健康保健税条例」の規定により、減免の措置がとられる。

##### (1) 市民税の減免措置

災害により、市民税の納付が著しく困難であると認められるとき。

ア 自己及び控除対象配偶者又は扶養親族の所有する住宅又は家財に被害を受け、個人の減免の対象となる年度の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合

イ 納税義務者が死亡又は障がい者となった場合

##### (2) 国民健康保険税の減免措置

災害にあった時で、保険税の納付が著しく困難であると認められるとき。

ア 納税義務者及び被保険者の所有する住宅又は家財に損害を受け、納税義務者及び被保険者の合計所得金額の合算額が、1,000万円以下の場合

イ 災害により、納税義務者が死亡又は障がい者となった場合

##### (3) 固定資産税の減免措置

土地、家屋及び償却資産に2割以上の損害があった場合

##### (4) 軽自動車税の減免措置

「山形市市税条例」の規定により、軽自動車を滅失又は著しく価値を減じた場合

#### 2 市税等の徵収猶予

被災したために、市税の申告や書類の提出、税の納入を所定の期日までに行うことができないときは、申請により提出期限の延長又は徵収を猶予する。

#### 3 国税、県税の減免及び徵収猶予

「国税通則法」、「地方税法」及び「山形県県税条例」等の規定により、国税、県税においても減免、徵収猶予の措置がとられる。

### 第2 災害援護資金の貸付け

#### 1 市による災害援護資金の貸付け

「山形市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定により、次のとおり災害援護資金を貸付ける。

(1) 貸付け対象者

災害により被害を受けた世帯で、前年の所得が

1人世帯	220万円以内
2人世帯	430万円以内
3人世帯	620万円以内
4人世帯	730万円以内

5人以上は、730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、  
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円

(2) 貸付け金額

世帯主負傷

ア 家財損害あり、及び住居損害なし	150万円
イ 家財損害あり、かつ住居損害なし	250万円
ウ 住居半壊	270万円
エ 住居全壊	350万円

世帯主負傷なし

オ 家財損害あり、かつ住居損害なし	150万円
カ 住居半壊	170万円
キ 住居全壊（クの場合を除く）	250万円
ク 住居全体滅失	350万円

住居の残存部分を取り壊す場合

ケ 上記ウの場合	350万円
コ 上記カの場合	250万円
サ 上記キの場合	350万円

(3) 償還

償還期間 10年 据置期間3年（特別の場合は5年）を含む

貸付利率 年3%（据置期間は無利子）

注 世帯主の負傷とは、療養に要する期間が1カ月以上をいう。また、家財の損害とは、  
家財のおおむね3分の1以上の損害をいう。

2 母子福祉資金の貸付け

「母子福祉法」の規定に基づき、県は、母子家庭を対象に福祉資金を貸付ける。

3 世帯更正資金の貸付け

県は、「世帯更正資金貸付要綱」の規定に基づき、低所得世帯を対象に更正資金を貸付ける。

4 住宅資金の貸付け

「独立行政法人住宅金融支援機構法」に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構が災害復興  
住宅資金を貸付ける。

[令3改]

### 第3 災害弔慰金等の支給

「山形市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定により、次のとおり弔慰金及び見舞金を支給する。

#### 1 対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律で規定する災害により、死亡した者の遺族及び精神又は身体に著しい障がいを受けた者。

#### 2 金額

死亡 弔慰金 (主たる生計者)	500万円
死亡 弔慰金 (主たる生計者の家族)	250万円
障害 見舞金 (主たる生計者)	250万円
障害 見舞金 (主たる生計者の家族)	125万円

### 第4 被災者生活再建支援金の支給

1 被災者生活再建支援法による支援金被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)(以下「支援法」という。)に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立て生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う(支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金(以下「基金」という。)が行う。)。

市は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

#### 2 山形県・市町村による独自の支援金

支援法が適用されない中規模半壊以上の世帯の生活の早期再建を支援し、生活の安定に資するため、県と市町村が連携して、生活再建のための支援金を支給する。

### 第5 その他の援助

#### 1 郵便事業株式会社

郵便事業株式会社は、非常災害の場合で特別の措置が必要であると認めたときは、次非常取り扱いを実施する。

##### 1 災害時の被災者に対する郵便ハガキ等の無償交付

##### 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

##### 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

##### 4 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

#### 2 郵便局株式会社

郵便局株式会社は、災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

[令5改]

## 第4節 事業所への融資

本節は、農林水産業及び中小企業等を経営する事業所に対する災害融資計画である。

### 第1 融資計画

#### 1 融資制度の周知

市は、災害により被害を受けた事業所等に対して、関係機関を通じて利用できる融資制度の周知徹底を図るものとする。

#### 2 融資の促進

事業所が各制度を利用しようとするときは、市は、被害の実情に応じて融資手続きの簡易化、迅速な融資の実施を関係金融機関等に働きかけるものとする。

### 第2 農林水産業関係融資の種類

#### 1 農林水産業経営資金の融資

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」による貸付け

#### 2 組合への事業資金の融資

1と同法による貸付け

#### 3 農業経営維持安定資金（災害等資金）の融資

「農林漁業金融公庫」による貸付け

#### 4 組合共同利用施設の復旧資金の国庫補助

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」による補助

### 第3 中小企業関係融資の種類

#### 1 復旧資金の融資

「中小企業金融公庫法」、「国民生活金融公庫法」及び「商工組合中央金庫法」による貸付け

#### 2 労働者住宅建設資金の融資

「産業労働者住宅資金融通法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による貸付け

#### 3 設備近代化資金の償還免除、延滞措置

「小規模企業者等設備導入資金助成法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置

### 第4 私立学校、医療機関への融資

#### 1 私立学校災害復旧資金の融資

「日本私学振興財團法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による貸付け

2 医療機関に対する災害復旧資金の融資

「医療金融公庫法」による貸付け

## 第5節 激甚災害指定による復旧

本節は、大災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」による激甚災害の指定を受けて、速やかな復旧事業を実施するための計画である。

### 第1 激甚災害指定の手続き

大災害が発生した場合は、市長は災害の状況、応急対策の概要を知事に直ちに報告する。知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定し、その災害に対して取るべき措置を政令で定め、必要な援助を行うこととなる。

### 第2 激甚災害指定による援助の種類

#### 1 公共土木施設の災害復旧事業

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用を受ける公共土木施設及び同法第3条で定める施設で、国の負担割合が3分の2未満の災害発生防止のための新設又は改良に関する事業による施設

#### 2 社会福祉施設の災害復旧事業

- (1) 「生活保護法」第40条、第41条の規定により設置された施設
- (2) 「児童福祉法」第35条の規定により設置された施設
- (3) 「身体障害者福祉法」第27条の規定により設置された施設
- (4) 「老人福祉法」第15条の規定により設置された施設
- (5) 「知的障害者福祉法」第19条の規定により設置された施設

#### 3 農林施設の災害復旧事業

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用を受ける災害復旧事業及び災害防止を図るための農業用施設・林道の新設又は改良に関する事業

#### 4 教育施設の災害復旧事業

「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定を受ける施設

#### 5 公営住宅の災害復旧事業

- (1) 「公営住宅法」第8条第3項の規定の適用を受ける住宅及び共同施設
- (2) 被災者公営住宅建設事業に対する特例補助

#### 6 その他の災害復旧事業

- (1) 河川、道路、公園等に堆積した多量の泥土、砂礫、樹木等の排除事業
- (2) 市が指定した場所に搬入された土砂の排除事業
- (3) 淚水の排除事業
- (4) 水防資器材費の特例補助

## 第6節 原子力災害による制限措置等からの復旧

本節は、原子力災害により影響を受けた市民生活の早期復旧に向けた計画である。

### 第1 制限措置等の解除

#### 1 各種指示の解除

モニタリングによる測定結果等に基づき、国、山形県が屋内退避又は避難指示を解除したときは、市民に対しその旨を周知する。

#### 2 各種制限措置の解除

モニタリングによる測定結果等に基づき、国、山形県が立入制限、交通規制等各種制限措置を解除したときは、制限措置の解除を関係機関に対し周知する。

### 第2 モニタリングの継続及び汚染の除去等

#### 1 モニタリングの継続

原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を市のホームページ等により公表するとともに、速やかに報道機関にプレスリリースを行う。

#### 2 放射性物質による汚染の除去等

モニタリングにより基準又はO I Lを超える空間放射線量が確認され、市民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、山形県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

### 第3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

#### 1 風評被害等の影響の軽減

国、山形県及び関係機関等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、市内農林産物や市内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と、観光客の減少を防止するための広報活動等必要な対策を行う。

#### 2 損害賠償の請求等に必要な資料の作成及び保存

将来の損害賠償等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について、諸記録を作成及び保存するものとする。